

令和7年度 まちづくり会議からの要望に係る回答一覧

| 地区番号 | 個票番号 | 地区名 | 申出人 | 件名 | 要望内容 | 対応の種類 | 回答内容 | 部名 | 課名 | 要望の種類 |
|------|------|-----|-----------|------------------------|--|----------|---|-------|-------|-----------------|
| 9 | 1 | 藤崎 | 藤崎1丁目椿台町会 | セッバックについて | 藤崎1丁目7番3号付近のセッバックを採用している道路部分にオレンジなど目立つ色をつけて欲しい。そうすれば、塀の無い家と、道路の区別が視覚的に確認できる。塀の無い他人の敷地に排泄させるモラルのないペットの飼い主への抑制になると思う。すぐに導入するのは難しいと思うので、一部地域でテスト運用してほしい。一歩踏み込んだ対策を市に要望する。 | 対応不可 | セッバックしている道路部分につきましては、市道とセッバック部分の境界が決まっている場合もあれば、境界が決まっていない場合もあり、また、自主的にセッバックをしている場合など様々なケースがあると認識しております。 そのため、道路管理につきましては境界確定図などを確認のうえ市道を管理しております。 道路への着色につきましては、規制や交通安全対策を目的として行っているものであり、所有権を明示することを目的に着色することは、利用者に混乱を与えることになるため対応はできませんので、ご要望にお応えできません。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| | | 藤崎 | | | | 対応不可 | 自宅周りにおける犬の糞害については、犬の飼い方啓発看板を設置していただく等の方法により、自衛をお願いしております。 | 都市環境部 | 環境政策課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 2 | 藤崎 | 藤崎1丁目椿台町会 | 犬を飼う人のモラルの無さについて | 飼い主が犬の糞や尿をそのままにして散歩させており、モラルが悪化している。最近の戸建ては塀が無い家が多いため、犬を他人の敷地に入れ、そこで排泄させる飼い主もいる。罰則を設けるなど踏み込んだ対応を期待する。 | その他 | 犬の飼い主に対しては、広報紙やホームページ等によりフン尿の後始末についてマナー啓発を行い、犬の飼い主のマナー向上に努めており、犬のフン等を放置する飼い主が特定できている場合には、習志野保健所と連携して飼い方指導を行います。 また、本市独自の取り組みとして、令和7年4月1日より「習志野市ポイ捨て等及び生活環境が損なわれる給餌の防止に関する条例」を施行し、市内全域において愛玩動物（ペット）のふんの放置を禁止すると共に、指導を行える体制を整えております。 なお、自宅周りにおける犬の糞害については自衛をお願いしており、市役所環境政策課では犬の飼い方啓発看板を無償配布しております。 | 都市環境部 | 環境政策課 | その他 |
| 9 | 3 | 藤崎 | 藤崎1丁目朝日町会 | 藤崎1丁目広場境界部(赤道)樹木剪定について | 藤崎1丁目広場境界部の樹木が大木になり強風時の住宅への影響及びハチが巣を作ることが懸念されるため、年に一度の剪定を希望します。広場の清掃、整備時には管轄が違うとの事で一部しか剪定してもらえませんでした。 | 他機関へ依頼 | 当該地は、国が管理する土地であることから、所管する千葉財務事務所に対し、伐採の要請をいたしました。千葉財務事務所から、現地を確認して対応する旨の回答をいただいております。 | 都市環境部 | 公園緑地課 | 公園・街路樹の維持管理、改良等 |
| 9 | 4 | 藤崎 | 藤崎1丁目朝日町会 | 道路陥没修理について | 藤崎1丁目14番15号付近の道路において、4～5年前に一度修理をしていただいたが再度ヒビ割れが発生している。10年前から陥没していますが修理工事をしていただけておりません。事故が発生する可能性があるため早期工事を依頼します。 | 今年度予算に計上 | 令和7年度に補修工事を実施いたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 5 | 藤崎 | 藤崎1丁目朝日町会 | 階段の整備について | 藤崎4丁目6番22号付近、藤崎緑地の上から藤崎小学校へ向かう通学路となっている急な階段の整備を希望する。段の幅がまちまちで崩れている箇所もあり重たいランドセルを背負った子どもが踏み外すことがあり危険だと感じている。 | その他 | お申し出の階段につきましては、上下道路の高低差が大きい地形面による制約や階段を整備するための道路用地に限りがあることなどにより、路上の調整などの抜本的な改善は困難であります。 今後は、階段の状況を注視し、必要に応じ補修を実施してまいります。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 6 | 藤崎 | 藤崎1丁目朝日町会 | 車道と歩道のバランス改善について | 御成街道から森林公園へ向かう藤崎6丁目14番4号付近の道路は歩道を広く確保しすぎたため車道が狭くなり小型車同士のすれ違いもできない。車道と歩道のバランスを改善していただきたい。 | 対応不可 | お申し出の箇所につきましては、道路幅員が一定ではなく、一部歩道が広く確保されておりますが、最も狭い箇所においては歩道が1.6m程度しかなく車道を拡幅することが困難であります。 現状にて、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 7 | 藤崎 | 藤崎1丁目朝日町会 | カーブミラーの調整について | 藤崎1丁目14番20号付近のカーブミラーを正面から見て、左側のミラーに電柱が映りこんでおり視認できない。角度の調整をお願いします。 | その他 | 令和7年3月に角度調整を行い、電柱の映り込みについては解消できませんでしたが、道路を通行する車両については視認できるように調整いたしました。 また、当該箇所は、隅切り等も確保されているため、電柱にて見えづらいところにつきましても、視認ができる状況でありましたので、現状にて、ご理解のほどよろしくお願いいたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | カーブミラーや防犯灯の設置 |

| 地区番号 | 個票番号 | 地区名 | 申出人 | 件名 | 要望内容 | 対応の種類 | 回答内容 | 部名 | 課名 | 要望の種類 |
|------|------|-----|-----------|-----------------------|--|----------|---|-------|-------|---------------|
| 9 | 8 | 藤崎 | 藤崎1丁目朝日町会 | カーブミラーの設置について | 藤崎1丁目2番2号付近の細い道路から大きい道路に出際の丁字路について、左右の確認がしづらく危険であるためミラーの設置を希望する。 | 対応不可 | カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない箇所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。要望箇所につきまして現地を確認したところ、隅切りが確保されていることや一部ミラーが設置されておりました。車両についても、停止もしくは徐行を行うことで目視による安全確認が可能であるため、カーブミラーを設置する必要はないと判断しております。現状にて、ご理解のほどよろしくお願いたします | 都市環境部 | 道路管理課 | カーブミラーや防犯灯の設置 |
| 9 | 9 | 藤崎 | 藤崎1丁目朝日町会 | 藤崎交番交差点信号を時差式へ変更について | 藤崎交番の交差点について、企業局方面から藤崎小学校方面に向かう道路は、右折車（待機車）がいると対向車が途切れず右折できないため、後継車が増える事で渋滞が発生しています。この道の信号を時差式へ変更すれば渋滞が緩和されると考えます。ご検討いただければ幸いです。 | 他機関へ依頼 | 信号機の管理につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「十字路口交差点において時差式信号を採用した場合、交差点における交通事故の危険性が増すことが想定されるため、時差式信号にすることは難しいと考えています」との回答をいただいております。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 10 | 藤崎 | 藤崎2丁目第2町会 | 旧菊田川歩道に注意喚起の看板増設 | 藤崎2丁目6番2号付近の旧菊田川の歩道に「自転車、バイク乗り入れ禁止」の看板を出入口に増設して欲しい。早朝にバイクで走行している者がいる。また、ほぼ毎日、深夜に立ち止まって大声で話しているグループが2組ほどいるため、「大声を出さない」の看板の出入口に設置してほしい。 | 今年度予算に計上 | 遊歩道の出入口付近に警告看板を増設します。設置する看板については、耐久性のある材質とします。 | 工務部 | 下水道課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 11 | 藤崎 | 藤崎二丁目第2町会 | 側溝のフタ取替と汚泥くみ取り・清掃 | 藤崎2丁目16番5号付近道路の側溝のフタが一部だけ鉄の網目の蓋になっているため、他と同様にコンクリートのフタにして欲しい。網目や側溝の中に雑草が生え、状態も悪く、他のコンクリート部分にも割れが出ている。また網目状のためゴミや落葉なども入ってしまっている。また、藤崎2丁目16番5号付近の側溝が汚泥がたまっているため、汚泥のくみ取りと雑草の除去をして欲しい。衛生状の問題で匂い発生・つまりがある。また蚊の発生原因となっているため。 | その他 | お申し出の箇所につきまして、コンクリート蓋とした場合、道路排水処理の問題やガタツキ・破損などが生じる恐れがあるため、コンクリート蓋への交換は望ましくないものと判断しております。現状にて、ご理解のほどよろしくお願いたします。また、側溝内の雑草除去及び清掃につきましては、令和7年3月に実施いたしました。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 12 | 藤崎 | 藤崎二丁目第2町会 | 青葉幼稚園付近の交差点の信号を時差式へ交換 | 渋滞が起りやすく右折がしにくいいため、青葉幼稚園付近の友差点の信号を時差式へ交換して欲しい。 | 他機関へ依頼 | 信号機の管理につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「本件箇所は、歩車分離式信号サイクルになる前から慢性的な交通渋滞があり、道路管理者に対し右折車線増設等の道路及び交差点改良を申し立てているが難しい状況です。現在、時間により歩行者用信号のサイクルを短くし、車両用信号のサイクルを延長しているがこれ以上の対策は現状難しいです。」との昨年度と同様の回答をいただいております。本市といたしましては、令和7年度までに開通予定の都市計画道路3・3・3号線の整備後の交通状況を確認した上で千葉県に対応を要望してまいります。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 13 | 藤崎 | 藤崎二丁目第2町会 | 藤崎交番の交差点の信号を時差式へ交換 | 渋滞が起りやすく右折がしにくいいため、藤崎交番の友差点の信号を時差式へ交換して欲しい。 | 他機関へ依頼 | 信号機の管理につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「十字路口交差点において時差式信号を採用した場合、交差点における交通事故の危険性が増すことが想定されるため、時差式信号にすることは難しいと考えています」との回答をいただいております。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 14 | 藤崎 | 藤崎2丁目第4町会 | 遊歩道上の植木鉢撤去 | 藤崎2丁目12番14号付近の菊田川暗渠上の遊歩道にイス2脚と植木鉢が多数放置されている。歩道が狭くなり歩きにくい撤去してほしい。 | その他 | 設置者へ撤去依頼の連絡及び当該箇所への警告周知文書を設置しました。引き続き撤去していただけるよう努めてまいります。 | 工務部 | 下水道課 | 道路の維持管理、改善等 |

| 地区番号 | 個票番号 | 地区名 | 申出人 | 件名 | 要望内容 | 対応の種類 | 回答内容 | 部名 | 課名 | 要望の種類 |
|------|------|-----|-------------|--------------------------|--|----------|--|-------|---------|-----------------|
| 9 | 15 | 藤崎 | 藤崎2丁目第4町会 | 横断歩道の設置 | 藤崎2丁目12番5号付近の菊田川遊歩道から車道に出て向かいの遊歩道に渡る場所に横断歩道を設置してほしい。車の通行量が多く小中学校の通学路となっておりますので安全を確保するために設置を要望します。 | 他機関へ依頼 | 横断歩道の設置につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「通学路であっても東側・西側にも横断歩道が設置されているため、要望箇所への横断歩道の設置については難しいです。」との回答をいただいております。また、本市としましては現状においては、安全に通行できる近くの横断歩道をご利用いただければと考えております。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| | | 藤崎 | | | | その他 | 学校へは登下校の道路の歩き方についての安全指導をお願いいたしました。 | 学校教育部 | 保健体育安全課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 16 | 藤崎 | 藤崎3丁目富士見台町会 | 藤崎小学校通学路の中央階段の滑り止め及び赤色塗装 | 藤崎3丁目32番1号付近の階段中央のスロープを駆け下りる児童が多い。苔が生える時期もあり、雨が降ると滑るので危険であり、重大事故につながると考える。 | 対応不可 | お申し出の階段中央のスロープにつきましては、歩行者の通行を想定したのではなく、自転車を引いて上り下りする際の利用を想定し設置しております。今後は、現地の状況に注視し、苔等が発生している際には除去等を行います。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 17 | 藤崎 | 内山町会 | 通学道路補修 | 藤崎緑地沿い藤崎4丁目5番付近の通学路の一部に段差が発生しアスファルト部が破損しています。以前に通学の小学生が転んで怪我をしたことがあったようです。砂利をトラックで運びアスファルト面と同一にする必要があります。 | 昨年度予算で対応 | 令和7年3月に砂利を敷き均し段差を解消する補修対応を実施いたしました。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 18 | 藤崎 | 藤崎5丁目藤見ヶ丘町会 | 新規カーブミラー取付要望 | 藤崎5丁目7番13号付近の駐車場だった所に家が立ち見通しが悪いため、カーブミラーの新規取付を希望します。 | 対応不可 | カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。当該箇所は、停止もしくは徐行を行うことで目視による安全確認が可能であることやカーブミラーを設置することによりスピードを落とさずに交差点へ進入してしまう危険な交差点となりかねません。また、当該箇所は住宅の玄関、駐車場の出入りに支障になることが考えられるためカーブミラーを設置する必要はないと判断しております。現在、近くの電柱に注意喚起を促す電柱幕を設置しておりますので、現状にて、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | カーブミラーや防犯灯の設置 |
| 9 | 19 | 藤崎 | 藤崎5丁目東町会 | 公共雨水樹内の土砂除去依頼 | 藤崎5丁目2番7-3号付近の雨水樹は土砂が樹近くまできており、集中豪雨等の際は、道路が水没し、池になる恐れがあるので除去をお願いします。 | 昨年度予算で対応 | 令和7年3月に集水樹内の清掃を行い土砂の除去を実施いたしました。今後も側溝の状態を注視し、適宜側溝清掃を実施してまいります。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 20 | 藤崎 | 藤崎5丁目東町会 | 歩道用信号機の設置(又は音声機) | 藤崎5丁目3番15号付近の交差点で信号待ちしている車が右折する際、理容店が影になり、自転車が横断歩道を直進して来るのが見えず、ヒヤリハットした人が多数いる。事故が生じる前に新たに歩道用の信号機の設置、又は音声で、停止の喚起をする等の措置をお願いします。 | 他機関へ依頼 | 信号機の設置につきましては、千葉県公安委員会の所管となりますことから所轄となる習志野警察署にご要望をお伝えしたところ「自転車は原則車道を通ることとなっているので信号無視等の違反行為については取り締まりを強化してまいります。また、歩行者用信号機については、滞留場所がないため設置は難しいです。また、音声については注意喚起をするものではないため同様に設置は難しいと考えます。」との回答をいただいております。また、本市としては近くの電柱に自転車への注意喚起として「自転車信号守れ」の電柱幕を設置しておりますので、現状にて、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 21 | 藤崎 | 藤崎5丁目東町会 | みんなの広場の草刈機支給お願い | 藤崎5丁目5番2-7号のみんなの広場において、町内会の有志の人がボランティアで草刈機持参で広場の草刈りを行っていましたが、機械が壊れて草も生え放題となり、子ども達も遊びにくそうです。購入していただき支給をお願いします。 | その他 | ボランティアによる清掃活動に感謝申し上げます。しかしながら、ボランティアが行う清掃活動に対して、市による機械や材料等の支給を行う制度はない状況であります。一方で、地域の方々が公園の清掃等をしていただける場合は、正式に市と委託の契約をさせていただき、委託料をお支払いする制度がございます。詳細につきましては、公園緑地課までご相談ください。 | 都市環境部 | 公園緑地課 | 公園・街路樹の維持管理、改良等 |

| 地区番号 | 個票番号 | 地区名 | 申出人 | 件名 | 要望内容 | 対応の種類 | 回答内容 | 部名 | 課名 | 要望の種類 |
|------|------|-----|------------|-------------------------|---|----------|--|-------|---------|-------------|
| 9 | 22 | 藤崎 | 藤崎5丁目親交会 | 道路のアスファルト舗装工事実施の申請について | 藤崎5丁目15番付近の仮舗装のままの道路の舗装工事をお願いする。数年前に習志野市の汚水処理場完成に伴い従来各家庭に設置していた「汚水浄化槽」を撤去して新設した市の汚水本管に接続する工事を実施した。各家庭の浄化槽の撤去工事と新たに配管埋設のために道路を掘り起こし埋設後に今日まで仮舗装をしたままになっている。従って道路が仮舗装と従来の道路の面が凸凹になっており通行に不便を強いられており改善をしたい。日頃から人通りが多く、特に最近足腰が弱っている高齢者の通行が多くあり、蹴躓いて転倒した事例があり、また、手押し車を押しながらの通行者が多くなり車輪が引っ掛かり困惑している高齢者がいる事例が見受けられる。是非この様な現状を改善したく早急にアスファルト舗装工事を実施頂きたくお願いいたします。 | 対応不可 | ご要望の箇所については、市の管理部分と私道部分が混在していることから、市において未舗装区域一体を舗装とすることはできません。現状にて、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| 9 | 23 | 藤崎 | 藤崎5丁目幸楽台町会 | 不法投棄予防の仮囲い設置 | 藤崎5丁目12番19号付近は現在歩行者の通行は出来ないように階段部分に仮囲いを設置してありますが、市道の先に死角になる私有地があり不法投棄の場所になっていますので、市道と民地の境界に高さ180cm程度の仮囲いを設置していただきたい。不法投棄されたごみは本年度のごみゼロの日に片付けましたが、自転車はそのままになっていますので撤去をお願いします。 | 対応不可 | ご要望の箇所については、市道の端部と民地が隣接していることから、民地を塞いでしまう様な仮囲いを設置することはできません。現状にて、ご理解のほどよろしくをお願いいたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |
| | | 藤崎 | | | | 対応不可 | 自転車等の撤去につきましては市の施設や市道上に放置されているものが対象となります。該当の土地は私有地のため、市での撤去は出来かねます。地権者の方による処分が必要となります。ご理解ください。 | 都市環境部 | クリーン推進課 | 下水、河川、ゴミ問題 |
| 9 | 24 | 藤崎 | 藤崎6丁目第4町会 | みのりつくしこども園前の道路の安全措置について | みのりつくしこども園前の道路に「保育園スピード落とせ!」などの危険表示、または直前の道路に凹凸を付けるなどして、乗用車等の速度を減じる措置を行って欲しい。当該地区の周辺は狭い道路が続いているが、このこども園の前だけは直線で広い道路になっている。こども園の登・降園時は、子どもたちがガードレールを越えて道路に出る場合がよく見られる。一方、乗用車などは直線で道幅が広がるため、速度を出しがちになる。しかし、道路標識は「通学路」と「横断歩道あり」の表示しかありません。まだこの場所で事故は起きていませんが、いつ事故が起きてもおかしくないため、対策を行っていただきたい。 | 今年度予算に計上 | 要望箇所につきましては、車両への注意喚起として、路面標示「保育園あり スピード落とせ」を令和7年度に設置いたします。 | 都市環境部 | 道路管理課 | 道路の維持管理、改善等 |